

キヤノングループ人権方針

キヤノンは、1937年の創業時より、全従業員を性別、年齢、職種等で区別することなく、公平公正を指針として、人間尊重主義を実践してきました。

その後、創立 51 年目にあたる 1988 年には、一企業や一国の利益を超えて、全人類の幸福と繁栄を目標とする「共生」を新しい企業理念として掲げました。「共生」とは、文化、習慣、言語、民族などの違いを問わず、すべての人類が末永く共に生き、共に働き、幸せに暮らしていける社会をめざすものです。キヤノンは、この「共生」の理念により、創業以来の人間尊重主義をグローバルに昇華させて、世界中のステークホルダーの皆さまとともに歩んでいく姿勢を明確にしました。

本方針は、上記の企業理念の下、人権尊重や人権保護への取り組みに対するキヤノングループの姿勢を表明するものであり、その内容は、キヤノンの各種方針や手続きに反映されます。また、人権の担当役員を責任者として、本方針に基づき人権に関する取り組みを推進します。

1. 人権の尊重

キヤノンは、その事業活動において、「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」、「国連 ビジネスと人権に関する指導原則」、および「経済協力開発機構（OECD） 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」にて表明されている国際的に認められた人権を尊重します。具体的には、基本的人権の尊重と人種・国籍・性別・宗教・信条等による差別・ハラスメント・暴力の禁止、ダイバーシティ（多様性）の推進、児童労働の禁止、強制労働（人身取引を含む）の禁止、不合理な移動制限の禁止、各地の法令に則した結社の自由と団体交渉権の尊重、従業員に対する法定賃金以上の賃金の支払い、過重労働の防止と適切な休日の付与、労働安全衛生の確保、労働災害の未然防止、プライバシーの保護、および責任ある鉱物調達に取り組めます。

2. 人権デュー・デリジェンス

キヤノンは、「国連 ビジネスと人権に関する指導原則」に従い、自社の事業活動に伴う人権への負の影響を特定し、負の影響が認められる場合にはそれを防止・軽減する人権デュー・デリジェンスの取り組みを行います。また、人権デュー・デリジェンスの結果を踏まえて、本方針を必要に応じて見直します。

3. 救済メカニズム

キヤノンの事業活動に伴う人権への負の影響を把握するために、社内外からの実効的な通報システムを整備し、運用します。また、キヤノンが人権への負の影響を引き起こしまたはこれを助長したことが判明した場合には、適切な手続きを通じてその是正に取り組めます。

4. 啓発活動

キャノンは、キャノンの役員・従業員が、人権に関する国際規範や本方針に対する理解を深め、人権に関する諸問題に適切に対応できるよう、人権に関する啓発活動を継続的に行います。

5. ステークホルダーとの対話

キャノンは、本方針に定める人権に対する取り組みについて当社ウェブサイト等を通じてステークホルダーにお伝えします。また、本方針の一連の取り組みにおいて、外部専門家からの人権に関する専門知識を活用するとともに、キャノンの事業活動により人権に関する影響を現に受けまたは受ける可能性がある従業員、サプライヤー等のステークホルダーとの対話を行います。

キャノンのステークホルダーの皆さまにおかれましても、人権に関する国際的な状況をよくご理解いただき、キャノンが実施する調査や監査、発見されたリスクへの対応にご協力いただくなど、キャノンとともに人権に関する課題に取り組むことをお願い致します。

キャノン株式会社
代表取締役会長 CEO
御手洗 富士夫

御手洗富士夫

制定年月日 2021 年 10 月 15 日

改定年月日 2025 年 1 月 24 日